

[2] 添付書類

(1) 決算報告書	133
(2) 事業報告書	141
(3) 監査報告	187
(4) 会計監査報告	195

(1) 決算報告書

令和2年度決算報告書

(単位：円)

区分	一般勘定(情報セキュリティ業務)		差額	備考
	予算額	決算額		
収入				
運営費交付金	8,998,999,000	8,998,999,000	-	
国庫補助金	2,199,874,000	1,181,062,543	△ 1,018,811,457	注1-1
受託収入	648,986,000	201,428,461	△ 447,557,539	注1-2
業務収入	3,658,778,000	1,882,485,681	△ 1,776,292,319	注1-3
その他収入	151,000	7,406,684	7,255,684	注1-4
計	15,506,788,000	12,271,382,369	△ 3,235,405,631	
支出				
業務経費				
試験業務経費	15,314,802,000	6,257,243,775	△ 9,057,558,225	
情報処理推進事業経費	-	6,257,243,775	-	注1-5、注2-1
債務保証業務経費	15,314,802,000	-	-	
地域事業出資業務費	-	-	-	
受託経費	648,986,000	192,633,961	△ 456,352,039	注1-6
一般管理費	-	-	-	
計	15,963,788,000	6,449,877,736	△ 9,513,910,264	

区分	一般勘定(IT人材育成業務)		差額	備考
	予算額	決算額		
収入				
運営費交付金	781,776,000	781,776,000	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
その他収入	-	-	-	
計	781,776,000	781,776,000	-	
支出				
業務経費				
試験業務経費	781,776,000	654,118,051	△ 127,657,949	
情報処理推進事業経費	-	654,118,051	-	注1-7、注2-1
債務保証業務経費	781,776,000	-	-	
地域事業出資業務費	-	-	-	
受託経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
計	781,776,000	654,118,051	△ 127,657,949	

区 分	一般勘定 (社会基盤業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	2,460,263,000	2,460,263,000	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	3,701,000	7,466,705	3,765,705	注1-8、注2-2
その他収入	-	15,735,981	15,735,981	注1-4
計	2,463,964,000	2,483,465,686	19,501,686	
支 出				
業務経費	2,915,964,000	1,842,479,317	△ 1,073,484,683	
試験業務経費	-	-	-	
情報処理推進事業経費	2,915,964,000	1,842,479,317	△ 1,073,484,683	注1-9、注2-1
債務保証業務経費	-	-	-	
地域事業出資業務経費	-	-	-	
受託経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
計	2,915,964,000	1,842,479,317	△ 1,073,484,683	

区 分	一般勘定 (債務保証業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	1,000,000	552,786	△ 447,214	注1-10
その他収入	3,038,000	4,690,367	1,652,367	注1-4
計	4,038,000	5,243,153	1,205,153	
支 出				
業務経費	4,038,000	4,494	△ 4,033,506	
試験業務経費	-	-	-	
情報処理推進事業経費	4,038,000	4,494	△ 4,033,506	注1-11
債務保証業務経費	-	-	-	
地域事業出資業務経費	-	-	-	
受託経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
計	4,038,000	4,494	△ 4,033,506	

(単位：円)

区 分	一般勘定 (法人共通業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	905,677,000	905,677,000	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
その他収入	-	1,528,711	1,528,711	注1-4
計	905,677,000	907,205,711	1,528,711	
支 出				
業務経費	-	-	-	
試験業務経費	-	-	-	
情報処理推進事業経費	-	-	-	
債務保証業務経費	-	-	-	
地域事業出資業務費	-	-	-	
受託経費	-	-	-	
一般管理費	1,005,677,000	1,025,944,190	20,267,190	注2-3
計	1,005,677,000	1,025,944,190	20,267,190	

区 分	一般勘定 (合 計)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	13,146,715,000	13,146,715,000	-	
国庫補助金	2,199,874,000	1,181,062,543	△ 1,018,811,457	注1-1
受託収入	648,986,000	201,428,461	△ 447,557,539	注1-2
業務収入	3,663,479,000	1,890,505,172	△ 1,772,973,828	注1-3、注2-2
その他収入	3,189,000	29,361,743	26,172,743	注1-4
計	19,662,243,000	16,449,072,919	△ 3,213,170,081	
支 出				
業務経費	19,016,580,000	8,753,845,637	△ 10,262,734,363	
試験業務経費	-	-	-	
情報処理推進事業経費	19,012,542,000	8,753,841,143	△ 10,258,700,857	注1-5、注2-1
債務保証業務経費	4,038,000	4,494	△ 4,033,506	注1-11
地域事業出資業務費	-	-	-	
受託経費	648,986,000	192,633,961	△ 456,352,039	注1-6
一般管理費	1,005,677,000	1,025,944,190	20,267,190	注2-3
計	20,671,243,000	9,972,423,788	△ 10,698,819,212	

(単位：円)

区 分	試験勘定(情報処理技術者試験業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	3,926,929,000	2,248,258,300	△ 1,678,670,700	注1-12
その他収入	3,014,000	3,931,564	917,564	注1-13
計	3,929,943,000	2,252,189,864	△ 1,677,753,136	
支 出				
業務経費	3,778,032,000	3,122,222,621	△ 655,809,379	注1-14、注2-4
試験業務経費				
情報処理推進事業経費				
債務保証業務経費				
地域事業出資業務費				
受託経費	-	-	-	
一般管理費	212,078,000	253,439,959	41,361,959	注1-15、注2-5
計	3,990,110,000	3,375,662,580	△ 614,447,420	

区 分	事業化勘定(戦略的ソフトウェア開発業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
その他収入	99	99	-	
計	99	99	-	
支 出				
業務経費	-	-	-	
試験業務経費				
情報処理推進事業経費				
債務保証業務経費				
地域事業出資業務費				
受託経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
計	-	-	-	

(単位：円)

区分	地域事業出資業務勘定（地域事業出資業務）			備考
	予算額	決算額	差額	
収入				
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金	-	-	-	
受託収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
その他収入	4,003,490	4,400,000	396,510	
計	4,003,490	4,400,000	396,510	
支出				
業務経費	-	-	-	
試験業務経費	-	-	-	
情報処理推進事業経費	-	-	-	
債務保証業務経費	-	-	-	
地域事業出資業務費	-	-	-	
受託経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
計	-	-	-	

(単位：円)

区分	法人合計			備考
	予算額	決算額	差額	
収入				
運営費交付金	13,146,715,000	13,146,715,000	-	
国庫補助金	2,199,874,000	1,181,062,543	△ 1,018,811,457	注1-1
受託収入	648,986,000	201,428,461	△ 447,557,539	注1-2
業務収入	7,590,408,000	4,138,763,472	△ 3,451,644,528	注1-3、注1-12、注2-2
その他収入	10,206,589	37,693,406	27,486,817	注1-4、注2-6
計	23,596,189,589	18,705,662,882	△ 4,890,526,707	
支出				
業務経費	22,794,612,000	11,876,068,258	△ 10,918,543,742	注1-14、注2-4
試験業務経費	3,778,032,000	3,122,222,621	△ 655,809,379	注1-5、注2-1
情報処理推進事業経費	19,012,542,000	8,753,841,143	△ 10,258,700,857	注1-11
債務保証業務経費	4,038,000	4,494	△ 4,033,506	
地域事業出資業務費	-	-	-	
受託経費	648,986,000	192,633,961	△ 456,352,039	注1-6
一般管理費	1,217,755,000	1,279,384,149	61,629,149	注2-7
計	24,661,353,000	13,348,086,368	△ 11,313,266,632	

決算報告書の説明

- (1) 区分は、年度計画に記載されている予算区分であります。
- (2) 予算額は、当該年度の年度計画に記載されている予算金額であります。なお、年度計画の変更により予算額に変更があったため、変更後の金額を予算額としております。
- (3) 決算額は、収入については現金預金の収入額に期末の未収金額等を加減算したものを記載し、支出については現金預金の支出額に期末の未払金額等を加減算したものを記載しております。
- (4) 予算額と決算額との差額について
- (注1-1) 国庫補助金収入の減少は、補助事業の計画額に比べ、実績額が少なかったこと及び一部業務が翌年度へ繰越となったものであります。
- (注1-2) 受託収入の減少は、受託事業の計画額に比べ、実績額が少なかったこと及び一部業務が翌年度へ繰越となったものであります。
- (注1-3) 業務収入の減少は、セキュリティ業務収入が翌年度へ繰越となったものであります。
- (注1-4) その他収入の増加は、雑収入の受入が主なものであります。
- (注1-5) 情報処理推進事業経費の減少は、補助事業の事業費及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったものであります。
- (注1-6) 受託経費の減少は、受託事業の計画額に比べ、実績額が少なかったこと及び一部業務が翌年度へ繰越となったものであります。
- (注1-7) 情報処理推進事業経費の減少は、経費の節減によるものであります。
- (注1-8) 業務収入の増加は、プログラム費及収入の増によるものであります。
- (注1-9) 情報処理推進事業経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったものであります。
- (注1-10) 業務収入の減少は、信用保証料の減によるものであります。
- (注1-11) 債務保証業務経費の減少は、債務保証業務にかかる経費の節減によるものであります。
- (注1-12) 業務収入の減少は、試験手数料収入の減によるものであります。
- (注1-13) その他収入の増加は、連用収入の増に伴う費用の減によるものであります。
- (注1-14) 試験業務経費の減少は、試験受験者の減少に伴う費用の減によるものであります。
- (注1-15) 一般管理費の増加は、人件費の増によるものであります。
- (5) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の主な相違について
- (注2-1) 情報処理推進事業経費には、固定資産取得額及び法人税等を加え、減価償却費及び賞与引当金繰入等を除いております。
- (注2-2) 業務収入には、プログラム譲渡債権の回収額を加えております。
- (注2-3) 一般管理費には、固定資産取得額、支払リース料を加え、減価償却費及び賞与引当金繰入等を除いております。
- (注2-4) 試験業務経費には、固定資産取得額及び法人税等を加え、減価償却費及び賞与引当金繰入等を除いております。
- (注2-5) 一般管理費には、退職金支給額、賞与支給額及び支払リース料等を加えております。
- (注2-6) その他収入からは、関係会社株式評価損戻入益、保証債務損失引当金戻入益を除いております。
- (注2-7) 一般管理費には、固定資産取得額、支払リース料、退職金支給額等を加え、減価償却費及び退職給付費用等を除いております。

(2) 事業報告書

令和2年度のトピックス	143
1. 法人の長によるメッセージ	148
2. 法人の目的、業務内容	149
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	149
4. 中期目標	151
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	153
6. 中期計画及び年度計画	154
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	157
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	160
9. 業績の適正な評価の前提情報	163
10. 業務の成果と使用した資源との対比	167
11. 予算と決算との対比	170
12. 財務諸表	170
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	173
14. 内部統制の運用に関する情報	174
15. 法人の基本情報	176
16. 参考情報	182

令和2年度のトピックス

◎令和2年5月15日に施行された「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第67号)により、新たに4つの業務への取り組みを開始しました。

①政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の実施 (ISMAP)

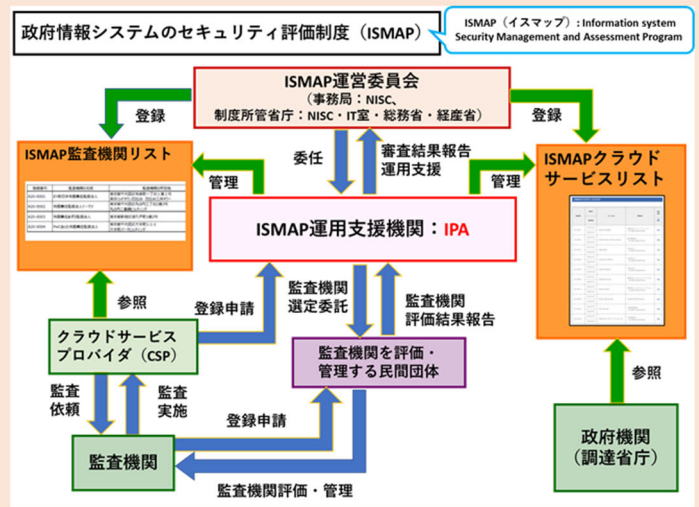
政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information system Security Management and Assessment Program : ISMAP) は、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することによって、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度です。IPAは、本制度の制度運用に係る実務及び評価に係る技術的な支援を行うことになりました。

ISMAPクラウドサービスリスト、監査機関リスト公開の開始

2018年6月政府調達において、クラウド・バイ・デフォルト原則が採用され、政府情報システムはクラウドサービスの利用を第一候補として検討を行うこととなったのを受け、クラウドサービスの導入を円滑化するために、セキュリティに対する統一的な評価を実施するクラウドサービス安全性評価制度の枠組みが2020年1月にサイバーセキュリティ戦略本部において決定されました。このクラウドサービスの安全性評価制度は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」(以下、本制度)として運用され、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保とクラウドサービスの円滑な導入を目的としています。各政府機関等がクラウドサービスの調達を行う際には本制度に登録されたサービスから調達することが原則となります。

IPAは本制度における運用支援機関として参画し、制度運用における実務及び評価に係る技術的な支援を行っております。

令和2年度の実施として本取り組みを行うための新たな体制を構築し準備を進め、2020年8月にISMAP監査機関リストに4件を登録し、2020年10月にクラウドサービスの登録申請受付を開始しました。登録申請のあった案件について審査を進め、令和3年3月に7社10サービスを登録し、リストを公開しました。



②国家資格「情報処理安全確保支援士」において、登録の更新制導入と特定講習の仕組みを追加

国家資格である情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の最新の知識・技能を維持するため、**登録の更新制が導入**されました。また、3年に1度、受講が義務付けられている講習として、IPAが行う「実践講習」に加え、自身の専門性等に合わせて選択できる民間事業者等が行う「**特定講習**」が追加されました。

登録の更新制の導入

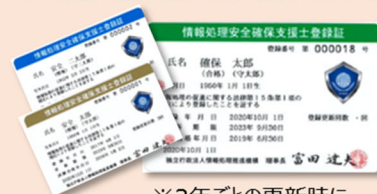
更新制導入の目的は、サイバーセキュリティに関する最新の知識・技能の維持のみならず、欠格事由に該当していないかなど、情報処理安全確保支援士としての資格を有しているかを改めて確認することで、情報処理安全確保支援士制度の信頼性向上を目指すものです。初年度は7,712名が更新しました。

登録更新申請期限 (登録更新期限の60日前)		
1年目	2年目	3年目
共通講習 (オンライン講習) (年度別)	共通講習 (オンライン講習) (年度別)	共通講習 (オンライン講習) (年度別)
…このサイクルが続く		
IPAが行う実践講習又は特定講習を 3年間のいずれかの年に1回受講		

登録日更新日 (4/1又は10/1)

登録更新期限 (3/31又は9/30)

カード型の登録証を発行（登録時はグリーン）

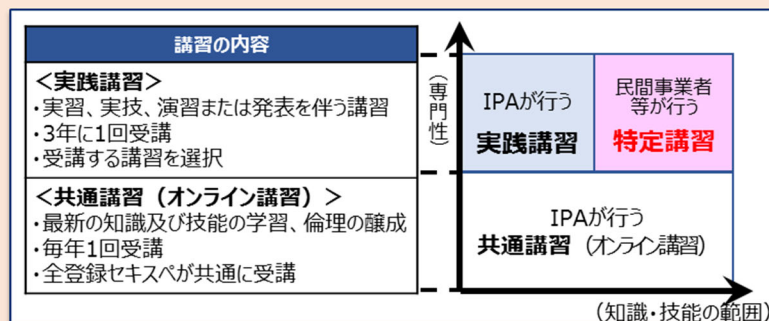


※3年ごとの更新時に
ブルー・ゴールドを発行

特定講習の追加

登録セキスペにはサイバーセキュリティに関する講習の受講が義務付けられており、これまでのIPAが行っている「実践講習」に加え、一定の条件を満たし経済産業大臣が定めた民間事業者等の行う講習（「特定講習」）も対象となる仕組みが構築されました。

IPAは特定講習の募集・審査業務について経済産業省に協力し、8実施機関23講座が選定されました。令和3年4月1日以降、登録セキスペは自身の関心や専門性等に合わせ、講習を選択して受講することが可能となります。



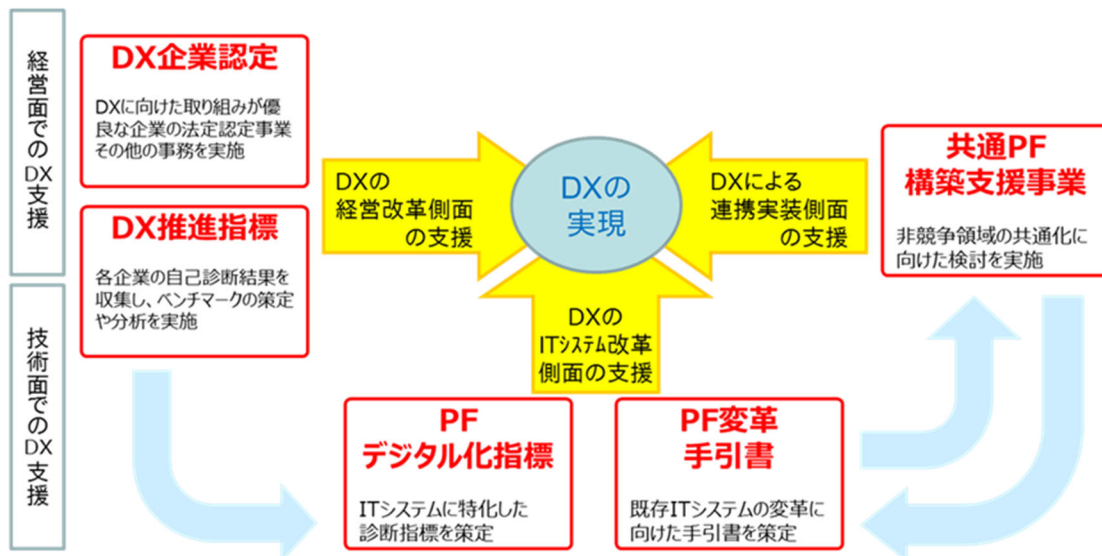
③企業におけるデジタル経営改革（DX）の推進

企業のデジタル面での経営改革を促進するため、国が策定した企業経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示した指針を踏まえ、優良な取り組みを行う事業者を認定する制度（DX認定制度）が創設されました。IPAでは、当該制度の認定事務をはじめ、企業のDXを推進する様々な取組を行っています。

経営、技術の両面からのDX推進支援

改正情促法の施行とあわせ、令和2年5月から「DX認定制度」の受付を開始しました。IPAは、本制度に関する認定事務を行い、新制度の着実な運営に貢献しています。令和2年度中には196件の申請があり、そのうち、令和3年4月公表分までを含めて69件の審査を完了し、認定企業として公表しています。

また、「DX推進指標」による自己診断実施を促進し、令和2年度中には314組織が自己診断に取り組みました。IPAでは、収集した自己診断結果を対象としたベンチマーク分析を実施し、提出企業に対して、フィードバックを行っています。これに加え、自己診断後の次のステップとして、企業のITシステムのデジタル適用度を精緻に分析するための「プラットフォームデジタル化指標」及びITシステムの変革を推進するための「プラットフォーム変革手引書」（第3章まで）を令和3年3月に公開しました。さらに、非競争領域におけるプラットフォームの共通化支援に向けた検討も行っています。



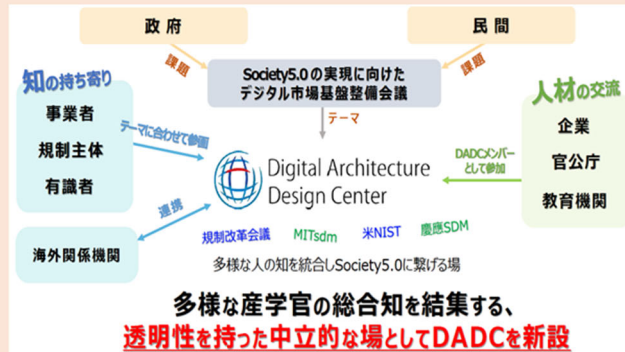
④ Society5.0実現に向けたアーキテクチャ設計機能の強化

異なる事業者間や社会全体でのデータ連携・共有を容易にするために必要な共通の技術仕様（アーキテクチャ）の設計、専門家の集約・育成を行う業務が追加されました。

デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）の発足

改正情促法の施行にあわせ、社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくりを担う「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター」（Digital Architecture Design Center）を令和2年5月に発足させました。センター長にファナック（株）取締役副社長執行役員の齊藤裕氏、また、アドバイザリーボードには座長となる慶應義塾大学大学院の白坂成功教授をはじめ、第一線で活躍する有識者を招聘し、検討に参画いただいております。

令和2年度は、政府からの依頼に応じて、5つのテーマに関するアーキテクチャ設計に着手しました。また、産業アーキテクチャ設計を推進すべき候補となるテーマを産業界等から広く募る「インキュベーションラボ」も併せて開始いたしました。



他機関との連携、積極的な普及啓発等

DADCは、産総研デジタルアーキテクチャ推進センター及び（一社）システムイノベーションセンターとの連携体制を強化し、デジタル技術開発・実装や国際標準規格の策定、社会・企業のシステム化、人材育成等の課題や知見を共有、協調して国内のアーキテクチャ設計を推進しています。

また、アーキテクチャ設計への関心やDADCへの期待を高めるべく、産業界に向けた積極的な普及啓発や「アーキテクト人材育成セミナー」の開催等を実施しました。この結果、産官学から幅広くDADCの取組みに参画いただいております。

DAPC及びSICとの連携関係を強化

	課題共有		課題共有	
デジタルアーキテクチャ推進センター（DAPC）	研究・標準等の知見提供	デジタルアーキテクチャ・デザインセンター	システム化の知見提供	システムイノベーションセンター

産業界に向けた普及啓発、アーキテクト人材育成

大規模イベントでの講演	情報発信の強化	人材育成セミナー
	<ul style="list-style-type: none"> 専用Webサイト Twitter Facebook YouTubeチャンネル 	

◎新型コロナウイルス感染症への対策として、在宅勤務や交代制勤務を推進し、令和2年4月の緊急事態宣言以降は組織内の定例会議は全てオンライン会議に切り替えるなど、独立行政法人情報処理推進機構内のテレワーク定着化を促進しました。あわせてペーパーレス化、法人文書における施行文書の原則押印省略などの業務運営の効率化を図る取り組みも行い、コロナ禍での事業継続の観点及び感染拡大防止の観点の両面から体制の整備を行いました。

◎独立行政法人情報処理推進機構自身のデジタルトランスフォーメーション(IPA-DX)を推進するため、令和2年7月に「デジタル戦略推進部」を新設し、IPA-DXを進める上での行動指針や今後の方針を策定し、それらに基づいた業務改革推進を行いました。

※令和2年度の取り組みの詳細につきましては、令和2年度自己評価書及び令和2年度業務実績報告書をご参照ください(<https://www.ipa.go.jp/about/tsusoku/index.html>)。

1. 法人の長によるメッセージ

中期目標期間 5 か年計画の 3 年目となった令和 2 年度は、日本社会にとっても我々独立行政法人情報処理推進機構(Information-technology Promotion Agency: 以下「IPA」)にとっても、大きな節目の年となりました。世界的な流行を見せた新型コロナウイルス感染症が人々の意識や行動を大きく変え、これまで当たり前のように人と人とが接触して物理的に対応することを前提にしていたことについて、社会全体で非対面でのデジタルな処理を考え、実践することが急務となったのです。その結果、これまで遅々として進まなかったさまざまな分野でのリモート化を前提とした業務プロセスの見直しと検討が行われました。テレワークの実践も、多くの企業や組織で広がりました。

図らずも国を挙げて「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」と定義される「Society 5.0」の実現に向けて歩みを進めた一年となったわけですが、デジタル化が加速された一方では、データ活用とプライバシー保護の両立やデータの安全な利活用に必要なりテラシーの向上などが、データとデジタルから新たな価値を生み出す社会を実現する上での課題であることが浮き彫りになりました。その意味では、新たな脅威への迅速な情報セキュリティ対策を支援する「情報セキュリティ業務」、高度な能力を持つ IT 人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成と IT 人材の裾野拡大に向けた取り組みを強化する「IT 人材育成業務」「情報処理技術者試験業務」など、従来からの IPA の注力事業がより一層重い責務を担うことになりました。

加えて、令和元年法律第 67 号として可決された「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和 2 年 5 月から施行され、IPA の事業領域がさらに拡大されました。ICT に関する新しい流れを常に捉えて発信していく機能を強化する「社会基盤業務」には、デジタルの力で新しい価値を生み出す「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進、社会全体でより良いシステムを構築するための見取り図である「アーキテクチャ」の基盤づくりなどの新事業が加わり、デジタルアーキテクチャ・デザインセンターの開設や企業の DX を促進するための認定制度の開始など、具体的な施策も次々に実施されています。

IPA のミッションは、企業と国民の皆さんに安心して IT を使うための「道しるべ」を提供し、新技術を究め使いこなす「人材」を育成し、人と情報が集まり革新を起こす「場」を提供することだと考えています。データとデジタルの時代に IPA が果たすべきこれらの役割に寄せられる大きな期待に応えていかねばならないことを、ひしひしと感じています。

誰もが安心して IT を使いこなせる環境を整え、IT の恩恵を享受してより豊かで便利な生活ができるように。私たち IPA は、第四期中期計画の目標達成に向けた歩みを着実に進めながら、これからも「頼れる IT 社会」の実現を目指して、さまざまな事業に力を尽くしてまいります。



独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

IPA は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としております。(情報処理の促進に関する法律第 40 条)

(2) 業務内容

IPA は、情報処理の促進に関する法律第 40 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- i) 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム(事業活動に広く用いられるものに限る。)であって、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。
- ii) i) に記載する業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。
- iii) 情報処理サービス業者等(情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- iv) 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- v) 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
- vi) サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。
- vii) 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。
- viii) 各省各庁の長(財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。)又は事業者(情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。)の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。
- ix) 認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力を行うこと。
- x) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 17 条に規定する業務を行うこと。
- xi) 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 45 条に規定する業務を行うこと。
- xii) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法

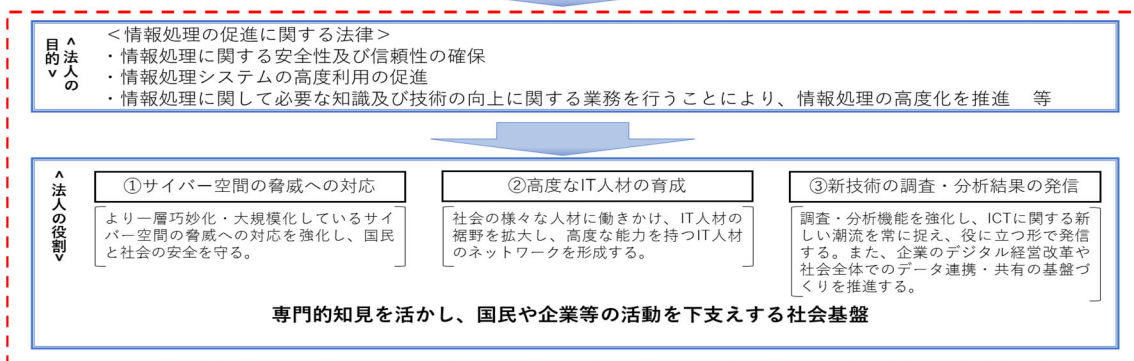
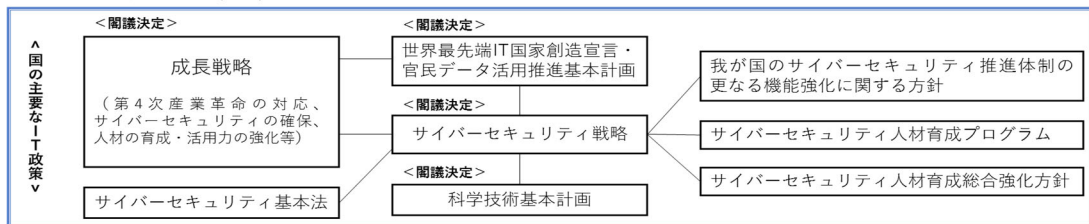
- 律第 40 号)第 8 条第 3 項に規定する業務を行うこと。
- xiii) 産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 77 条に規定する業務を行うこと。
- xiv) 生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)第 28 条第 1 項から第 4 項までに規定する業務を行うこと。
- xv) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- xvi) 支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第 31 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定による事務を行う。
- xvii) vii)に記載する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。

注 上記業務のうち「iii」「iv」の債務保証事業につきましては、平成 18 年 12 月の「独立行政法人情報処理推進機構の組織・業務全般の見直しについて」(経済産業省)及び平成 21 年 11 月に行われました行政刷新会議事業仕分けの評価結果等を踏まえ、平成 22 年 3 月をもって新規引き受けを終了し、事業を廃止いたしました。なお、現在保証中のものが完済するまでは、それらの管理業務を継続してまいります。

3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)

国の主要な IT 政策に基づく法人の目的、役割が IPA 第四期中期目標の中で下記の通り示されています。

■情報処理推進機構 (IPA) に係る国のIT政策



4. 中期目標

(1) 概要

IPA は、情報処理の促進に関する法律(以下「情促法」という。)に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としています。

IPA を取り巻く ICT(情報通信技術)社会の現状に目を向けると、近年、IoT、ビッグデータ(BD)、人工知能(AI)等の実用化に伴う第4次産業革命と呼ばれる産業構造の転換が世界規模で進みつつあり、今後、技術革新のスピードや、それに伴う社会経済情勢の変化がより一層加速していくことが見込まれます。そのため、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す「Society5.0」の実現に向けて、サイバーセキュリティ対策、IT 人材の確保・育成、新たな技術の社会実装といった取組がますます重要となります。

その中で IPA には、情報セキュリティ対策や時代を切り拓く IT 人材の確保・育成の取組強化により、世界最高水準の ICT 利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活の実現に貢献するとともに、IoT/BD/AI 時代の到来がもたらす社会経済情勢の急激な変化を、社会のあらゆる層が有効かつ安全に活用できるよう、常に最先端の技術動向をキャッチし、それらを役立つ形で発信して、ICT に関する社会基盤整備に貢献し続ける、社会全体の公器として親しまれる機関へ更に進化するよう、以下のミッションを遂行することが求められています。

- ① より一層高度化・巧妙化・大規模化しているサイバー空間の脅威への対応を強化し、国民と社会の安全を守る。
- ② 社会の様々な人材に働きかけ、IT 人材の裾野を拡大し、高度な能力を持つ IT 人材のネットワークを形成する。
- ③ 調査・分析機能を強化し、ICT に関する新しい潮流を常に捉え、役に立つ形で発信する。

また、令和元年 11 月 29 日、情報処理の促進に関する法律を一部改正する法律(令和元年法律第 67 号)が成立し、IPA に業務が追加されたこと等を受け、第四期中期目標の変更を行い、新たな社会的課題への対応を強力に推進していくこととしています。

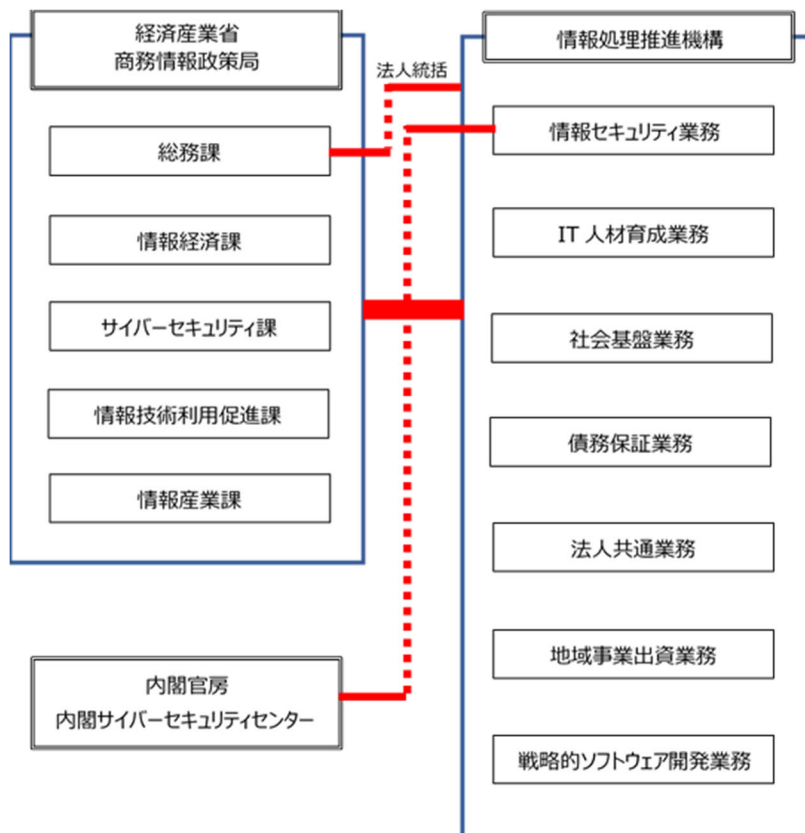
詳細につきましては、第四期中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、IPA の各々の業務内容を基にしており、全部で 8 つに区分しております。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから 4 つに区分しており、これらの関係は次の通りです。

一定の事業等のまとめり(セグメント区分)	勘定区分
情報セキュリティ業務	一般勘定
IT 人材育成業務	
社会基盤業務	
債務保証業務	
法人共通業務	
情報処理技術者試験業務	試験勘定
戦略的ソフトウェア開発業務	事業化勘定
地域事業出資業務	地域事業出資業務勘定

(3) 政策実施体系



5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

運営基本理念

IPAは「**頼れるIT社会**」の実現を目指します。

運営方針（ビジョン）

国民の誰もがITのメリットを実感し、享受できる社会の実現を目指し、ソフトウェアおよび情報システムの安全性・信頼性の向上や優れたIT人材の育成を通じ、我が国のIT戦略を推進します。

ミッション

「頼れるIT社会」の実現

安全

安心

信頼

ミッション 1

暮らしと社会を支えるITの安全性・信頼性の向上

ミッション 2

IT社会を支える時代に即したIT人材の育成

ミッション 3

グローバル社会をリードするIT立国実現への貢献

倫理指針及び行動指針

国民から信頼される組織であり続けるために、役員及び職員の一人ひとりが法令を遵守し、誠実に行動します。

倫理規範及び行動規範

マインド



ITの専門家として、国民視点で質の高いサービスを提供する

スピード



社会のニーズを的確に捉え、迅速かつ正確に行動する

チャレンジ



柔軟な発想で、新しいことに積極的に挑戦する

チームワーク



情報を共有し、互いに協力しながら、責任をもって行動する

6. 中期計画及び年度計画

第四期中期計画(平成30年4月～令和5年3月)に掲げる項目及びその主な内容と令和2年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第四期中期計画及び年度計画をご覧ください。

(注1)ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2)評価比率の小さな項目については、指標等の表示は省略しています。

第四期中期計画と主な指標等	令和2年度計画と主な指標等
I. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上	
1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化	
＜情報セキュリティ業務＞	
(1)サイバー攻撃等に関する情報収集、分析、提供、共有 ✓情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した企業数(500社以上) ✓相談窓口等との連携組織数(毎年度拡大)	✓情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数(100社以上) ✓相談窓口等との連携組織数(毎年度拡大)
(2)重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化 ✓人材育成プログラム受講者数(延べ500名) ✓人材育成プログラム受講者による企業や産業における企画・提案等の取組実施数(延べ500件)	✓人材育成プログラム受講者数(100名以上) ✓人材育成プログラム受講者による企業や産業における企画・提案等の取組実施数((150件)
(3)非技術的要因を踏まえた調査、分析	
(4)セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供 ✓自己宣言制度に参加する中小企業数(3大都市圏を除く36道県にて70,000社以上) ✓ガイドライン等の累計普及数(250,000件以上) ✓ガイドライン等の役立ち度 (ガイドライン等に対する役立ち度上位2つの評価の割合が3分の2以上(4段階評価))	✓自己宣言制度に参加する中小企業数(3大都市圏を除く36道県にて累計で48,000社以上) ✓ガイドライン等の累計普及数(50,000件以上) ✓ガイドライン等に対する役立ち度 (4段階評価で上位2つの評価の割合が3分の2以上)
(5)IT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施	
(6)暗号技術の調査・評価	
(7)独法等に対する不正な通信の監視、監査等	
2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取り組みの強化	
＜IT人材育成業務＞	

<p>(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供</p> <p>✓未踏事業修了生による新たな社会価値創出数(延べ 50 件)</p> <p>✓セキュリティ・キャンプ修了生によるイベント講師等の実績数(延べ 225 名)</p>	<p>✓未踏関連事業修了生による新たな社会価値創出数(10 件)</p> <p>✓セキュリティ・キャンプ修了生によるイベント講師等の実績数(45 名)</p>
<p>(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の裾野の拡大</p>	
<p><情報処理技術者試験業務></p>	
<p>(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供(再掲)</p> <p>✓情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関する業務遂行割合(75%以上)</p>	<p>✓情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関する業務遂行割合(60%以上)</p>
<p>(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の裾野の拡大(再掲)</p> <p>✓情報処理技術者試験制度の活用割合(55%以上)</p>	<p>✓情報処理技術者試験制度の活用割合(55%以上)</p>
<p>3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化</p>	
<p><社会基盤業務></p>	
<p>(1)ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信</p> <p>✓白書及び調査等の報告書の普及件数(年間平均 159,661 件)</p>	<p>✓白書及び調査等の報告書の普及件数(年間平均 159,661 件)</p>
<p>(2)ICTの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信</p> <p>✓指針やガイドラインの役立ち度(第三期中期目標期間の年間平均値以上の普及数,4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上)</p> <p>✓ITスキル標準に関する情報アクセス数(平均アクセス数 29,269 件)</p> <p>✓DX推進指標による自己診断実施組織数(600 組織以上)</p> <p>✓アーキテクチャ設計に関する機能の強化(アーキテクチャ設計の推進)</p>	<p>✓指針やガイドラインの役立ち度(第三期中期目標期間の年間平均値以上の普及数,4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上)</p> <p>✓ITスキル標準に関する情報アクセス数(平均アクセス数 29,269 件)</p> <p>✓DX推進指標による自己診断実施組織数(120 組織以上)</p> <p>✓<u>アーキテクチャ設計に取り組む案件毎の進捗段階の総和(2分野以上で取組を開始)</u></p>
<p>(3)海外機関との連携の促進</p>	
<p>II. 業務運営の効率化に関する事項</p>	
<p><法人共通業務></p>	
<p>(1)組織運営及び業務運営の効率化</p>	

(2)業務経費等の効率化 ✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)	✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)
(3)人件費管理の適正化	
(4)調達の合理化	
(5)業務の電子化等による業務運営の効率化	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	
<法人共通業務>	
(1)運営費交付金の適正化	
(2)自己収入の拡大	
<情報処理技術者試験業務>	
(3)試験勘定の採算性の確保	
<地域事業出資業務>	
(4)地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	
<債務保証業務>	
(5)債務保証管理業務	
Ⅳ. その他の事項	
<法人共通業務>	
(1)施設及び設備に関する計画 なし	なし
(2)職員の人事に関する計画 ✓人員体制の増強 ✓必要な専門性を有し視野の広い人材の育成	✓事業や組織の見直しに合わせた人員体制の整備等 ✓研修の実施
(3)中期目標期間を超える債務負担	
(4)その他独立行政法人通則法第 29 条に規定する中期目標を達成するために必要な事項 ✓内部統制の充実・強化 ✓機構における情報セキュリティの確保 ✓戦略的広報の推進(機構の情報を継続的に受け取る登録者 60,000 人)	✓内部統制の充実・強化 ✓機構における情報セキュリティの確保 ✓戦略的広報の推進(機構の情報を継続的に受け取る登録者 12,000 人)

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

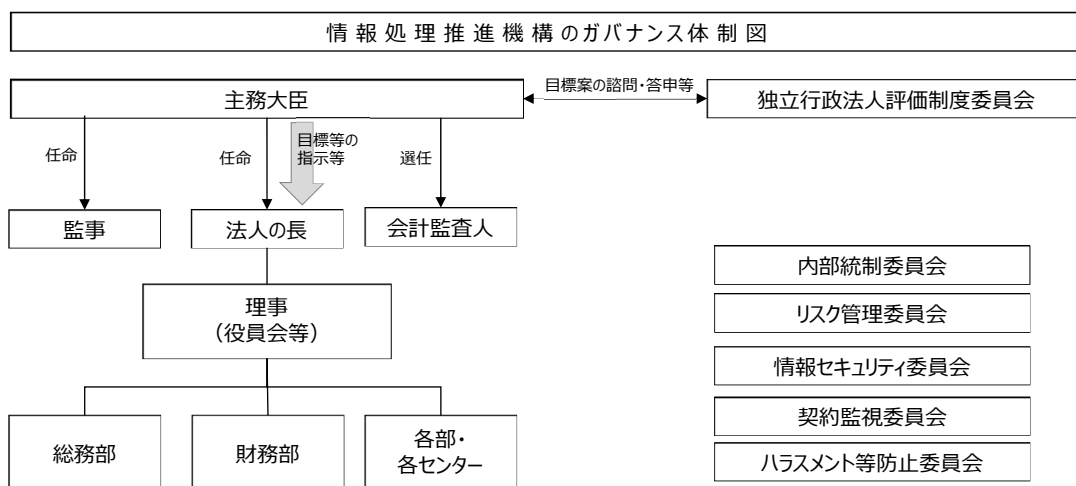
(1) ガバナンスの状況

① ガバナンス体制図

IPAにおけるガバナンスの体制は次のとおりです。

内部統制の目的は、IPAの役職員の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制委員会などの委員会を設け、定期的なモニタリング等を実施しております。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。



(2)役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

令和3年3月31日現在

役職	氏名	任期	経歴
理事長	富田 達夫	自:平成30年4月1日 至:令和5年3月31日	昭和48年12月 富士通株式会社 入社 平成17年10月 同社 経営執行役(兼)モバイルフォン事業本部長 平成19年 6月 同社 経営執行役常務(兼)システムプロダクトビジネスグループ長 平成20年 6月 同社 取締役副社長(プロダクトビジネスグループ担当) (兼)ユビキタスプロダクトビジネスグループ長 平成21年 6月 同社 代表取締役副社長(兼)プロダクトビジネスグループ担当 平成22年 4月 株式会社富士通研究所 代表取締役社長 平成26年 4月 同社 取締役会長 平成28年 1月 独立行政法人情報処理推進機構 理事長
理事	戸高 秀史	自:令和2年4月1日 至:令和4年3月31日	平成 3年 4月 通商産業省 入省 平成23年 4月 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油流通課長 平成25年 4月 内閣府原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム参事官 平成27年 7月 経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 平成29年 7月 特許庁 総務部総務課長 平成30年 7月 独立行政法人情報処理推進機構 統括参事(兼)戦略企画部長
理事	奥村 明俊	自:令和2年1月5日 至:令和4年1月4日	昭和61年 4月 日本電気株式会社 入社 平成12年 4月 同社 <コーポレート> 情報通信メディア研究本部研究マネージャー 平成13年10月 同社 マルチメディア研究所研究部長 平成16年 1月 同社 <R&Dユニット>中央研究所メディア情報研究所研究部長 平成18年 7月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所メディア情報研究所研究統括マネージャー 平成21年10月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所共通基盤ソフトウェア研究所 エグゼクティブエキスパート 平成22年 4月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所情報・メディアプロセッシング研究所 エグゼクティブエキスパート 平成23年 7月 株式会社NEC情報システムズ 執行役員 平成29年 4月 NECソリューションイノベータ株式会社 執行役員
監事	竹田 進亮	自:平成30年6月29日 至:※	昭和52年 4月 株式会社富士銀行 入行 平成17年 4月 みずほ証券株式会社 常務執行役員ITグループ長 平成21年 5月 同社 常務執行役員IT本部副本部長 平成22年 4月 みずほ情報総研株式会社 専務執行役員 平成22年 6月 同社 専務取締役
監事 (非常勤)	宮地 充子	自:平成30年6月29日 至:※	平成 2年 4月 松下電器産業株式会社 入社 平成10年12月 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科准教授 平成19年 4月 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授(現職) 平成27年10月 大阪大学大学院工学研究科教授(現職) 平成28年 1月 独立行政法人情報処理推進機構 監事(非常勤)

※中期目標期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名または名称

太陽有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末において332名(前期末274名)であり、平均年齢は46.0歳(前期末45.5歳)となっております。このうち、国等からの出向者は21人、民間からの出向者は97人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

該当事項はありません。

② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

該当事項はありません。

③ 当事業年度に処分した主要な施設等

該当事項はありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,996	-	-	19,996
資本金合計	19,996	-	-	19,996

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

該当事項はありません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳(運営費交付金、補助金、自己収入など)

令和2年度の法人単位の収入決算額は15,526百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	金額	
		構成比率
運営費交付金収益	6,866	44.2%
業務収入	4,338	27.9%
補助金等収益	1,181	7.6%
寄附金収益	6	0.0%
資産見返負債戻入益	2,863	18.4%
引当金見返に係る収益	201	1.3%
財務収益	7	0.0%
雑益	63	0.4%
合計	15,526	100.0%

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 自己収入に関する説明

IPA における自己収入として、業務収入、寄付金収益などがあります。

収入全体の 3 割を占める業務収入の内訳は、サイバーセキュリティに関する事業のセキュリティ業務収入 1,857 百万円、受託事業収入 201 百万円及び情報処理技術者試験の試験手数料等収入 2,248 百万円などとなっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

IPA では、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」の規定に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を公表するとともに、具体的な措置を定める実施計画を公表しています。

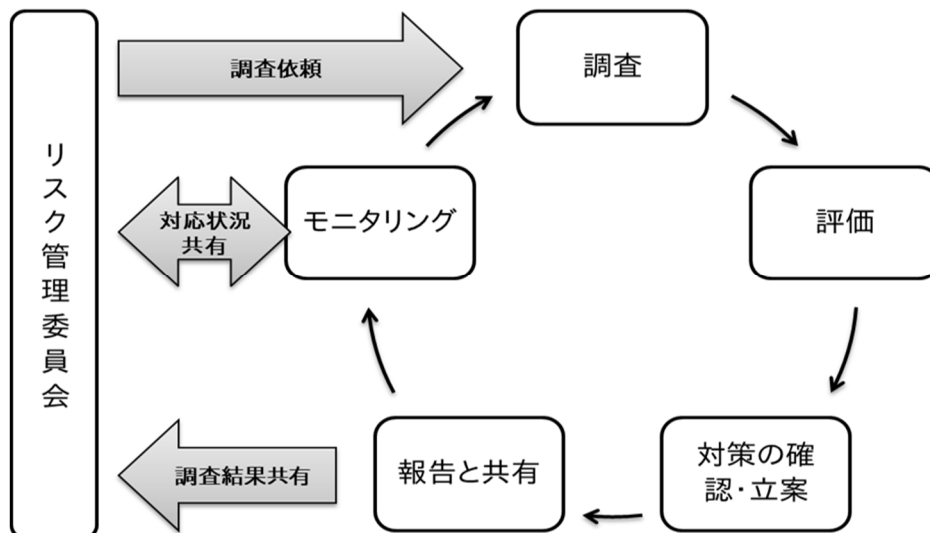
なお、詳細につきましては、温室効果ガス排出抑制等に関する取り組みをご参照ください。

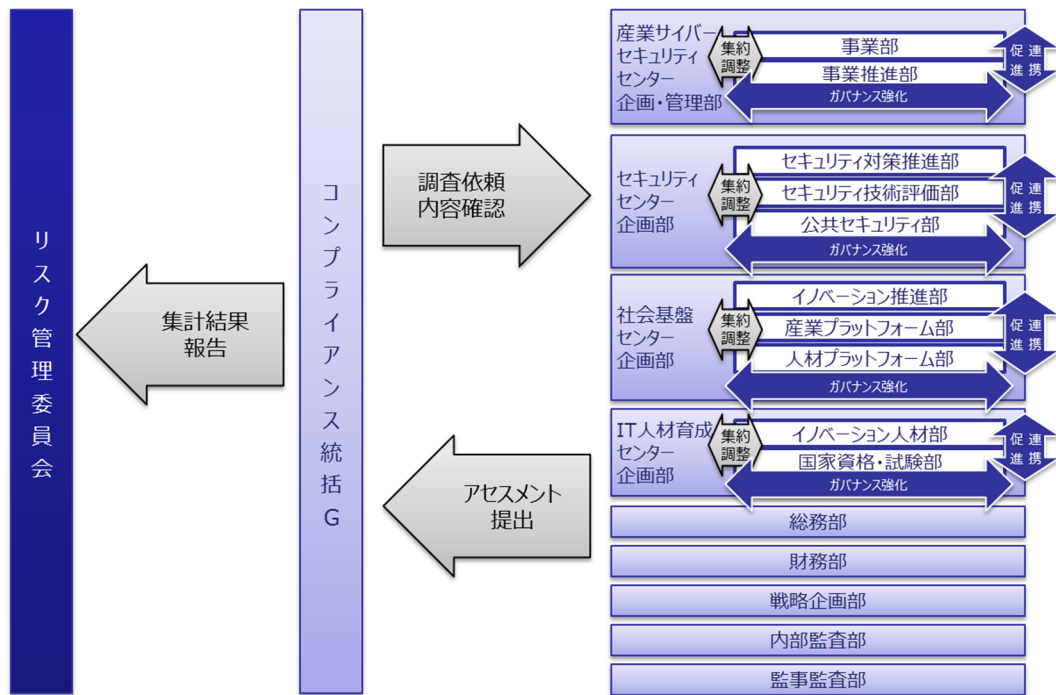
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

IPA は、業務遂行の支障となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備しています。(業務方法書第 36 条)

IPA におけるリスク管理のプロセスは次のとおりです。





令和2年度は、前年度までに抽出・管理してきたリスクについて、四半期ごとのリスク管理委員会において対応状況の報告を求め、モニタリングを行うことで部署ごとに抱えるリスクの共有を図り、他部署における新たなリスクの気付きに寄与しています。また、顕在化したリスクを情報共有することで、リスクに対する意識を高めることとしています。また、令和2年度もリスク調査を実施し、継続的に具体的なリスクの洗い出しを促すとともに、コロナ禍におけるリスク対応を目的として、コロナ感染者が発生した場合の対策を整理いたしました。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務運営上の重要な課題・リスク及び、その調査状況や対応状況は、次のとおりです。

[適切な労務管理及び効率的な業務遂行]

労務管理の観点を踏まえ、超過勤務時間管理とメンタルヘルスクアを重点的に実施しています。特に超過勤務時間管理に関しては、法改正により平成31年4月から時間外労働の上限規制が導入されたことを踏まえ、適正な労働時間の把握など安全配慮義務、年間最低5日の有給休暇取得の義務付などについて、全職員を対象に、外部講師を招いた研修を開催するとともに、長時間労働削減への対策の継続的な要請に加え、役員による部門長へのヒアリングを定期的実施するなど、組織一体での取組みを推進しています。

また、コロナ禍で進むテレワークに関するメンタルヘルスクアのポイントについて全職員と共有を行うなど、近時、注目を浴びている業務リスクや課題に対しても積極的に取り組みました。

[事業の継続的遂行]

緊急事態宣言下や以降のコロナ禍において、感染拡大防止に当たって、経済産業省とも情報連携を行い、IPA の対応策を職員に適宜周知するとともに、在宅勤務率の設定や交代制勤務の適用推進など事業継続の観点及び感染拡大防止の観点の両面から機構全体に係る勤務体制の管理を実施。

[機微な個人情報の漏えい]

各業務に関わる個人情報等の漏えいリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の流出に対応するため、インシデントが発生次第、即座に報告をあげ、素早く組織として状況を把握し、影響を最小限にすることに注力する運営をしています。また発生した事象や関わる再発防止策については、リスク管理委員会を通して機構内で情報を共有し、全職員が防止に対して意識を高めるよう努めています。

[ハラスメント相談窓口の整備]

職場でハラスメント行為がなされると、職場環境が悪化して働きづらくなり、組織のパフォーマンスが低下し、その結果として事業目標の未達にもなりかねず、さらに法律に抵触するとすると、IPA は社会からの信頼を失うことになるので、重大なリスクとなります。そこで、職員がハラスメントに関する相談を早期に信頼できる相手にできるように、令和 2 年度 6 月に規程を制定するなどし、外部相談窓口の設置、内部相談員を増員、又、ハラスメント防止等委員会を設置しました。

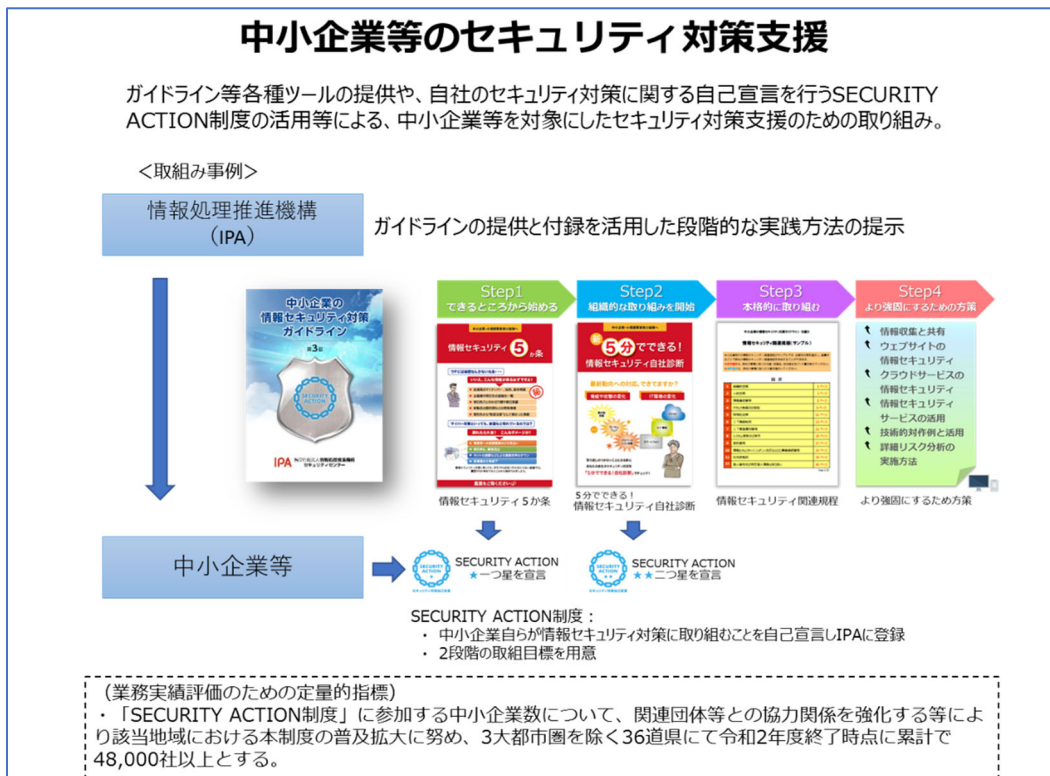
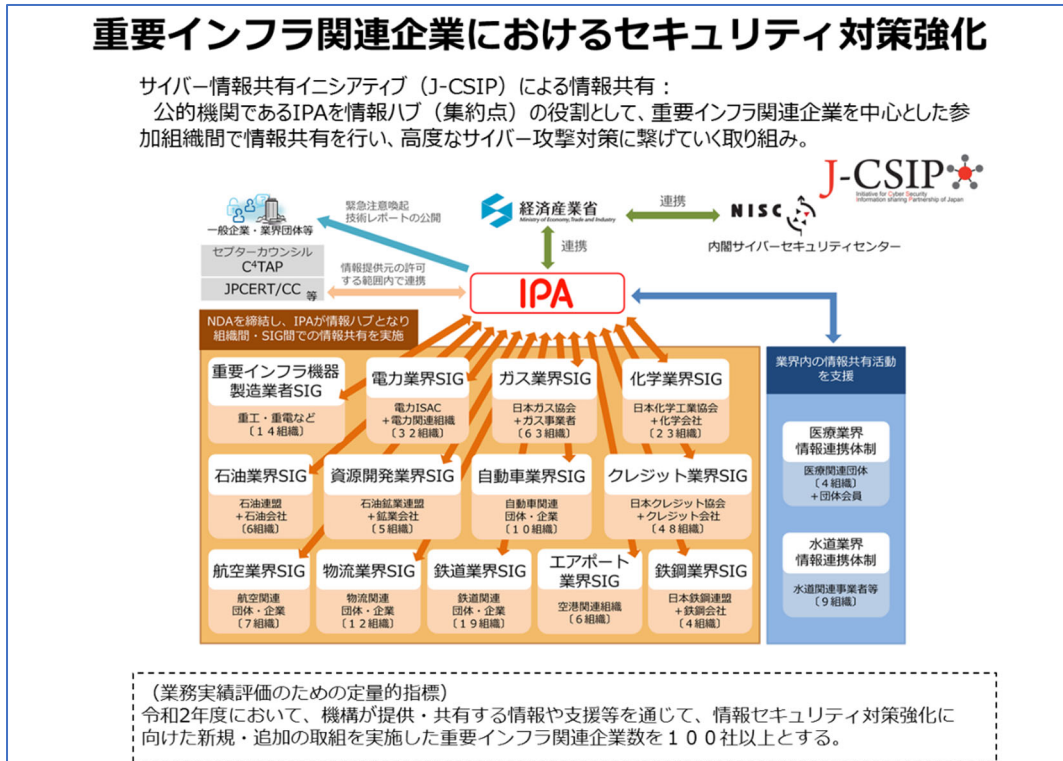
詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和2年度のIPAの各業務についてのご理解とその評価に資するため、事業の柱ごとに主な事業の概要を示します。

(1) セキュリティ対策の強化に関する主な事業スキーム



重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化

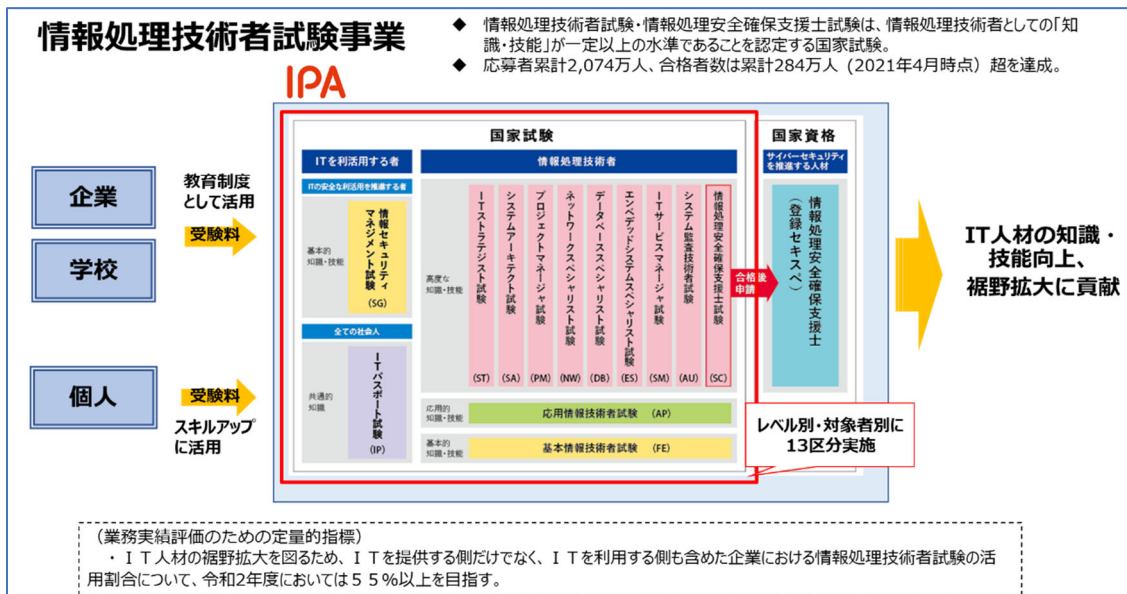
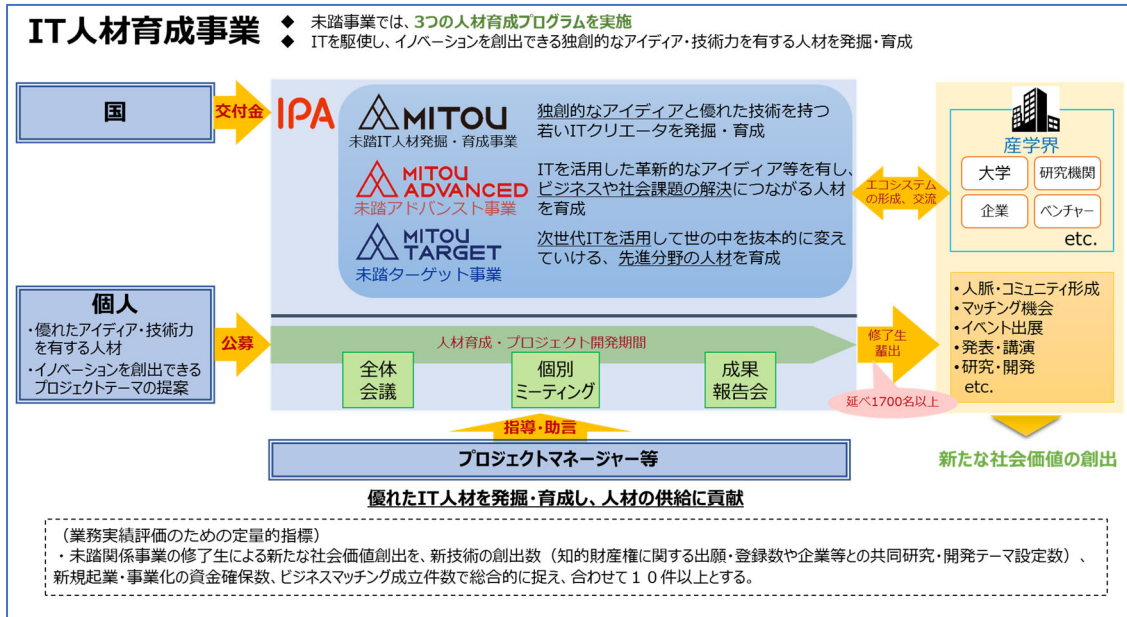
社会インフラ・産業基盤事業者において、自社システムのリスクを認識しつつ必要なセキュリティ対策を判断できる人材を育成するプログラム提供等を行う取り組み。



(業務実績評価のための定量的指標)

- ・産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの受講者数100名以上を確保する。
- ・人材育成プログラムの修了者により、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の具体的な取組が150件実施されることを目標とする

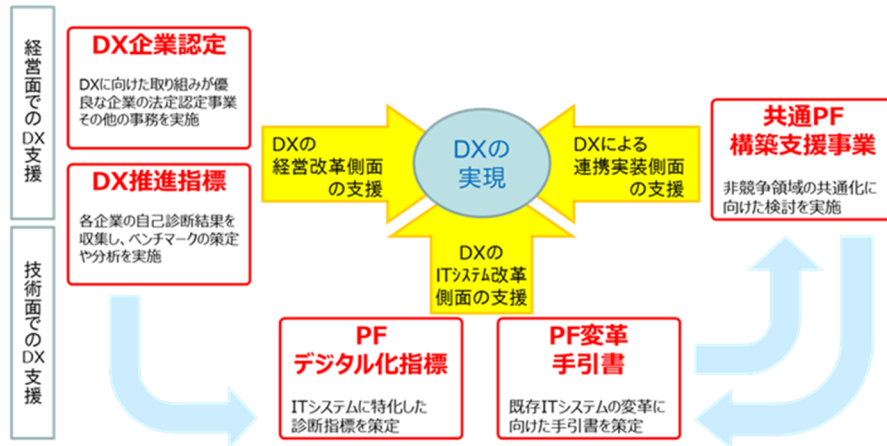
(2) IT 人材育成に関する主な事業スキーム



(3) 情報発信機能の強化に関する主な事業スキーム

企業におけるデジタル経営革新の推進

- 国が定める指針に基づきデジタル経営に係る優良な取組みを行う事業者を認定する「DX認定制度」の運営、「DX推進指標」によるDX取組状況の自己診断の促進、ITシステムのデジタル化対応を支援するツールの提供、非競争領域におけるプラットフォームの共通化支援など、経営、技術の両面から企業のDXの実現を支援。

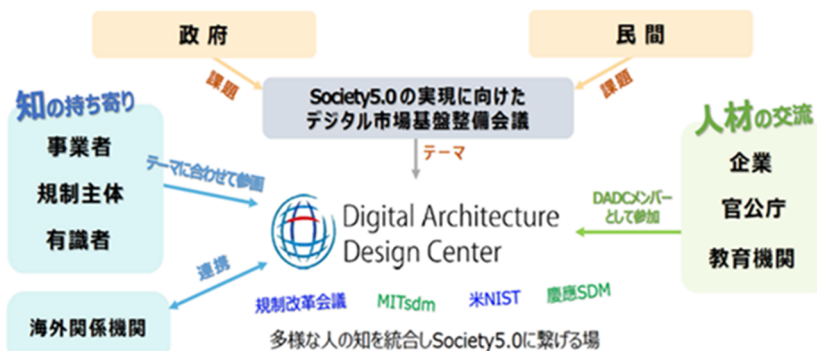


(業務実績評価のための定量的指標)

- ・デジタル経営改革に向け、DX推進指標による自己診断実施組織数について、令和2年度中に120組織以上増加させる。

アーキテクチャ設計機能の強化

- 令和2年5月の情促法改正を受け、IPAと外部有識者会議が連携した組織として、「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）」を発足。
- 政府・産業界等からの依頼を受けた重要分野のアーキテクチャ設計を行う取組み。



**多様な産学官の総合知を結集する、
透明性を持った中立的な場としてDADCを新設**

(業務実績評価のための定量的指標)

- ・各省各庁又は事業者の依頼に応じて、特定の技術、製品、企業、業界等に偏りが無い中立的なアーキテクチャについて、2分野以上で取組を開始し、ステークホルダーを含めた検討体制の整備及び調査に着手する。

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

IPA は「頼れる IT 社会」の実現をミッションとし、役職員一体となって業務を推進してまいりました。令和 2 年度は年度計画及び第四期中期計画に基づき、国民に対して提供するサービスとして、セキュリティ対策の強化、IT 人材の発掘・育成、ICT に関する情報発信機能強化を 3 つの大きな柱として掲げ、それぞれの目標の達成に向け、業務運営を行ってまいりました。

各業務における取組結果(自己評価)と行政コストとの関係について次表に示します。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

令和 2 年度項目別評定総括表

項目	評価 (注 2)	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化	A	9,988百万円
<情報セキュリティ業務>		
(1)サイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有		
(2)重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化		
(3)非技術的要因を踏まえた調査、分析		
(4)セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供		
(5)国際標準に基づくIT 製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施		
(6)暗号技術の調査・評価		
(7)独法等に対する不正な通信の監視、監査等		
2. 高度な能力を持つ IT 人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成と IT 人材の裾野拡大に向けた取組の強化	A	4,083百万円
<IT 人材育成業務>		(666百万円)
(1)優れた IT 人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供		
(2)社会の第一線での活躍が見込まれる IT 人材の発掘を通じた IT 人材の裾野の拡大		
<情報処理技術者試験業務>		(3,416百万円)
(1)優れた IT 人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供		
(2)社会の第一線での活躍が見込まれる IT 人材の発掘を通じた IT 人材の裾野の拡大		
3. ICT に関する新しい流れを常に捉え発信していく機能の強化	A	1,924百万円
<社会基盤業務>		
(1)ICT の新たな技術等に関する調査分析及び発信		
(2)ICT の新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信		

(3) 海外機関との連携の促進			
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
<法人共通業務>			
(1) 機動的・効率的な組織及び業務の運営	B	1,017百万円	
(2) 業務経費等の効率化			
(3) 人件費管理の適正化			
(4) 調達合理化			
(5) 業務の電子化等による業務運営の効率化			
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置			
<法人共通業務>			
(1) 運営費交付金の適正化	B	(再掲) 1,017百万円	
(2) 自己収入の拡大			
<情報処理技術者試験業務>			
(3) 試験勘定の採算性の確保		(再掲) 3,416百万円	
<地域事業出資業務>			
(4) 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	-百万円		
<債務保証業務>			
(5) 債務保証管理業務	0百万円		
IV. その他業務運営に関する重要事項			
<法人共通業務>			
(1) 人事に関する計画	B	(再掲) 1,017百万円	
(2) 内部統制の充実・強化			
(3) 機構における情報セキュリティの確保			
(4) 戦略的広報の推進			

(注1) ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2) 評価区分

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

過年度の総合評価

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価 (※)	A	A			

(※) 評価の説明

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(参考) 事業毎の評価

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
1. 情報セキュリティ対策の強化	S	A			
2. IT 人材の発掘・育成・支援	A	B			
3. ICT に関する発信機能の強化	A	A			
II. 業務運営の効率化に関する事項					
業務運営の効率化	B	B			
III. 財務内容の改善に関する事項					
財務内容の改善	B	B			
IV. その他業務運営に関する重要事項					
その他の事項	B	B			

11. 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位:百万円)

区 分	令和2年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	13,147	13,147	
国庫補助金	2,200	1,181	実績額の減
受託収入	649	201	実績額の減
業務収入	7,590	4,139	繰越による減
その他収入	10	38	雑収入の増
計	23,596	18,706	
支出			
業務経費	22,795	11,876	繰越による減
受託経費	649	193	実績額の減
一般管理費	1,218	1,279	人件費の増
計	24,661	13,348	

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

注)令和2年度財務諸表は、経済産業大臣の承認後に下記 URL へ掲載いたします。(URL は、ホームページ掲載時に修正します。)

① 貸借対照表

(<https://www.ipa.go.jp/files/000092672.pdf#page=7>)

(単位:百万円)			
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	17,853	流動負債	11,303
現金・預金(*1)	13,896	運営費交付金債務	6,791
その他	3,957	未払金	2,357
固定資産	9,811	その他	2,155
有形固定資産	1,925	固定負債	2,889
投資その他の資産	6,435	引当金	731
その他	1,451	退職給付引当金	664
ソフトウェア	1,266	その他の引当金	66
その他	186	その他	2,158
		負債合計	14,192
		純資産の部(*2)	
		資本金	19,996
		政府出資金	19,996
		資本剰余金	△ 6,088
		繰越欠損金	△ 967
		その他	532
		純資産合計	13,473
資産合計	27,664	負債純資産合計	27,664

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 行政コスト計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000092672.pdf#page=8>)

(単位:百万円)

	金額
損益計算書上の費用	16,370
経常費用(*3)	14,601
臨時損失(*4)	1,760
その他調整額(*5)	8
その他行政コスト(*6)	591
行政コスト	16,961

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

③ 損益計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000092672.pdf#page=9>)

(単位:百万円)

	金額
経常費用(*3)	14,601
業務費	13,383
人件費	3,792
減価償却費	1,967
その他	7,624
一般管理費	1,218
人件費	788
減価償却費	56
その他	374
財務費用等	1
経常収益	15,526
補助金等収益等	8,047
自己収入等	4,416
その他	3,063
臨時損失(*4)	1,760
臨時利益	—
その他調整額(*5)	8
前中期目標期間繰越積立金取崩額	752
当期総損失(*7)	92

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

④ 純資産変動計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000092672.pdf#page=10>)

(単位:百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算差額等	純資産合計
当期末首残高	19,996	△ 5,497	△ 123	△ 1	14,375
当期変動額		△ 591	△ 844	533	△ 902
不要財産に係る国庫納付等による減資					
その他行政コスト(*6)		△ 591			△ 591
当期総損失(*7)			△ 92		△ 92
その他			△ 752	533	△ 219
当期末残高(*2)	19,996	△ 6,088	△ 967	532	13,473

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000092672.pdf#page=11>)

(単位:百万円)

	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,541
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12
資金増加額	8,080
資金期首残高	5,816
資金期末残高(*8)	13,896

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

各計算書の詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金 額
資金期末残高(*8)	13,896
定期預金	—
現金及び預金(*1)	13,896

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

※ 科目の後ろに付されている(*1)～(*8)は、各財務諸表間での対応する科目を示すものです。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和2年度末の資産合計額は、27,664百万円(令和元年度24,130百万円前年度比114.6%)となっております。これは、現金及び預金が8,079百万円増となったものが主な要因であります。なお、有価証券が2,716百万円減の600百万円、今年度の減価償却等により有形固定資産が2,132百万円減の1,925百万円、ソフトウェアが1,465百万円減の1,266百万円となっております。

負債合計額は14,192百万円(令和元年度9,755百万円前年度比145.5%)となっております。これは、運営費交付金債務が5,538百万円増の6,791百万円となったことが主な要因であります。なお、資産見返運営費交付金が2,290百万円減の1,860百万円となっております。

純資産合計は13,473百万円(令和元年度14,375百万円前年度比93.7%)となっております。これは、当年度の当期純損失により繰越欠損金が844百万円増の967百万円となったことが主な要因であります。

② 行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは16,961百万円(令和元年度15,672百万円前年度比108.2%)となっております。

④ 損益計算書

令和2年度の経常費用14,601百万円(令和元年度14,235百万円前年度比102.6%)のうちIPAの主たる業務である情報セキュリティ業務費及びIT人材育成業務費並びに社会基盤業務費が、10,177百万円(令和元年度9,488百万円前年度比107.3%)であり、全体の69.7%を占めています。次に、情報処理技術者試験業務費が3,206百万円(令和元年度3,532百万円前年度比90.8%)であり、全体の22.0%を占めています。また、一般管理費は、1,218百万円(令和元年度1,214百万円前年度比100.3%)(全体の8.3%)となっております。

経常収益については、運営費交付金収益が6,866百万円(令和元年度6,247百万円前年度比109.9%)、情報処理技術者試験手数料収入等の業務収入が4,338百万円(令和元年度6,428百万円前年度比67.5%、うち試験手数料1,718百万円(令和元年度3,134百万円前年度比54.8%))及び財務収益7百万円(令和元年度7百万円前年度比100.0%)、全体では、15,526百万円(令和元年度15,081百万円前年度比103.0%)となり、その結果、経常利益924百万円(令和元年度経常利益847百万円)となりました。

勘定別では、事業化勘定の経常利益0百万円、一般勘定の経常利益2,005百万円、試験勘定の経常損失1,112百万円及び地域事業出資業務勘定の経常利益32百万円となっております。

減損損失等の1,760百万円の臨時損益(令和元年度18百万円)があり、その結果、税引前当期純損失836百万円(令和元年度税引前当期純利益829百万円)を計上しました。ここか

ら法人住民税 8 百万円(令和元年度 71 百万円)を差し引き、前中期目標期間繰越積立金取崩額 752 百万円(令和元年度 513 百万円)を加算し、令和2年度の当期総損失は 92 百万円(令和元年度当期総利益 1,163 百万円)となりました。

⑤ 純資産変動計算書

令和 2 年度末の純資産残高は、13,473 百万円となっております。これは当期において資本剰余金 591 百万円減、利益剰余金 844 百万円減、評価・換算差額 533 百万円増となったことが主な要因であります。

⑥ キャッシュ・フロー計算書

令和 2 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 6,541 百万円と、前年度比 5,799 百万円の収入増となっております。これは、運営費交付金収入の増加が主な要因であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは 1,550 百万円と、前年度比 1,964 百万円の収入増となっております。これは、投資有価証券の償還による収入の増加が主な要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは△12 百万円と、前年度比 354 百万円の支出減となっております。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出が令和 2 年度はなかったことが主な要因であります。

14. 内部統制の運用に関する情報

IPA は、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

〈内部統制の運用(業務方法書第 31 条、35 条)〉

役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和2年度においては 6 月及び 3 月に開催しました。委員会において各種ハラスメントに関する事例を共有するなどの取り組みを実施しました。

〈監事監査・内部監査(業務方法書第 39 条、第 40 条)〉

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行ないます。監査報告を理事長及び主務大臣に提出し、監査の結果、是正又は改善を要する事項があると認めるときは報告にその旨の意見を付すことができます。令和 2 年度は、内部統制システムやリスク管理などを主な対象として監査を行い、改善すべき事項などの意見を表示しています。

また、理事長は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、同担当部門は、内部監査の結果に対する監査対象部署による改善措置状況を理事長及び監事に報告することとなっています。令和2年度は、業務運営に対する監査を中心に、業務のリスク・必要性・効率性の観点及び前年度監査のフォローアップを含めて実施し、業務が適切に執行されているかを確認するとともに、改善が必要な点について対応を求めています。

<入札及び契約に関する事項(業務方法書第42条)>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、令和2年度においては、契約監視委員会を10月、12月に開催し調達実績について点検・見直しを行なっています。

<予算の適正な配分(業務方法書第43条)>

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みのとして、各月役員会において予算執行状況の報告を行なうとともに、12月の役員会において予算使用状況を踏まえた予算修正を行なっています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 45 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律公布
	10 月	情報処理振興事業協会設立
昭和 60 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正 (プログラム作成効率化業務、融資事業の追加。) (題名を「情報処理の促進に関する法律」に改正。昭和 61 年 4 月施行。)
昭和 61 年	5 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正 (特定プログラム開発等の業務用資金についての出資受入に関する規定を整備。)
平成元年	6 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法公布
	8 月	地域ソフトウェア供給力開発支援事業を開始
平成 8 年	10 月	長野支所、神奈川支所を設置
平成 10 年	12 月	新事業創出促進法公布
平成 11 年	2 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法廃止
平成 14 年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正(平成 14 年 12 月 11 日法律第 144 号) (情報処理振興事業協会の解散、独立行政法人情報処理推進機構の設立、 情報処理技術者試験の実施に関する事務)
平成 15 年	12 月	神奈川支所閉所
平成 16 年	1 月	独立行政法人情報処理推進機構設立
	3 月	地域ソフトウェア教材開発承継勘定の廃止
	4 月	同勘定の残余財産国庫納付(761 百万円)減資 1,750 百万円
	10 月	ソフトウェア・エンジニアリング・センター発足
平成 17 年	4 月	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行(新事業創出促進法廃止)
	5 月	情報処理技術者試験の構造改革特別区域における特例措置の開始
	8 月	長野支所閉所
	9 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の創設)
平成 19 年	10 月	IT 人材育成本部を設置
	12 月	四国、沖縄支部を廃止 情報処理技術者試験の区分等を定める省令及び情報処理技術者試験規則の改正 (平成 21 年度春期試験から試験制度を抜本的に改正)
平成 20 年	1 月	特定プログラム開発承継勘定の廃止減資 48,150 百万円
	3 月	第一期中期目標期間終了 一般債務保証の廃止(新規引受の終了)
	4 月	第二期中期目標期間開始
	7 月	第一期中期目標期間の積立金 429 百万円国庫納付
	9 月	特定プログラム開発承継勘定残余財産国庫納付(10,479 百万円)
	11 月	産学連携推進センター発足
平成 21 年	4 月	情報処理技術者試験新試験制度へ移行(IT パスポート試験開始)
	6 月	中国支部を廃止
平成 22 年	3 月	新技術債務保証の廃止(新規引受の終了)
	10 月	ソフトウェア開発事業部を廃止
	12 月	北海道、東北、九州支部を廃止
平成 23 年	3 月	信用基金等国庫納付(10,415 百万円)民間出資金払戻(590 百万円 85 法人)同額を減資 残余財産分配金財政投融资特別会計と労働保険特別会計に納付 568 百万円づつ 1,136 百万円を減資
	4 月	信用基金民間出資金払戻(135 百万円 41 法人)同額を減資
	7 月	技術本部を設置
	11 月	CBT 方式による IT パスポート試験開始
	12 月	関東、中部、近畿支部を廃止
平成 24 年	3 月	不要財産の国庫納付(4,000 百万円)同額を減資
平成 25 年	3 月	第二期中期目標期間終了
	4 月	第三期中期目標期間開始
平成 25 年	6 月	組織改編 ソフトウェア・エンジニアリング・センターをソフトウェア高信頼化センターへ

		産学連携推進センターをイノベーション人材センターへ ITスキル標準センターをHRDイニシアティブセンターへそれぞれ改編
平成27年	7月	第二期中期目標期間の積立金1,833百万円(一般勘定)、23百万円(試験勘定)国庫納付
	10月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (情報セキュリティマネジメント試験の創設)
	12月	情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正 (情報処理技術者試験の受験手数料の改正)
平成28年	4月	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に係る法律の一部改正 (情報処理安全確保支援士制度の創設)
平成29年	4月	産業サイバーセキュリティセンター発足
平成30年	3月	第三期中期目標期間終了
	4月	第四期中期目標期間開始
	7月	組織改編
		ソフトウェア高信頼化センターと国際標準推進センターとHRDイニシアティブセンターの一部を統合し、社会基盤センターへ イノベーション人材センターと情報処理技術者試験センターとHRDイニシアティブセンターの一部を統合し、人材育成センターへ、それぞれ改編
令和元年	12月	情報処理の促進に関する法律の一部改正(令和2年5月施行) (DXの推進・デジタル経営に係る認定事務、アーキテクチャ設計、クラウドサービスの安全評価の実施、情報処理安全確保支援士の登録に更新手続き等の導入)
令和2年	6月	中小企業等経営強化法及び情報処理の促進に係る法律の一部改正(令和2年10月施行)(情報関連人材育成推進業務についての規定を削除)
	12月	CBT化方式による情報セキュリティマネジメント試験開始
令和3年	1月	CBT化方式による基本情報技術者試験開始

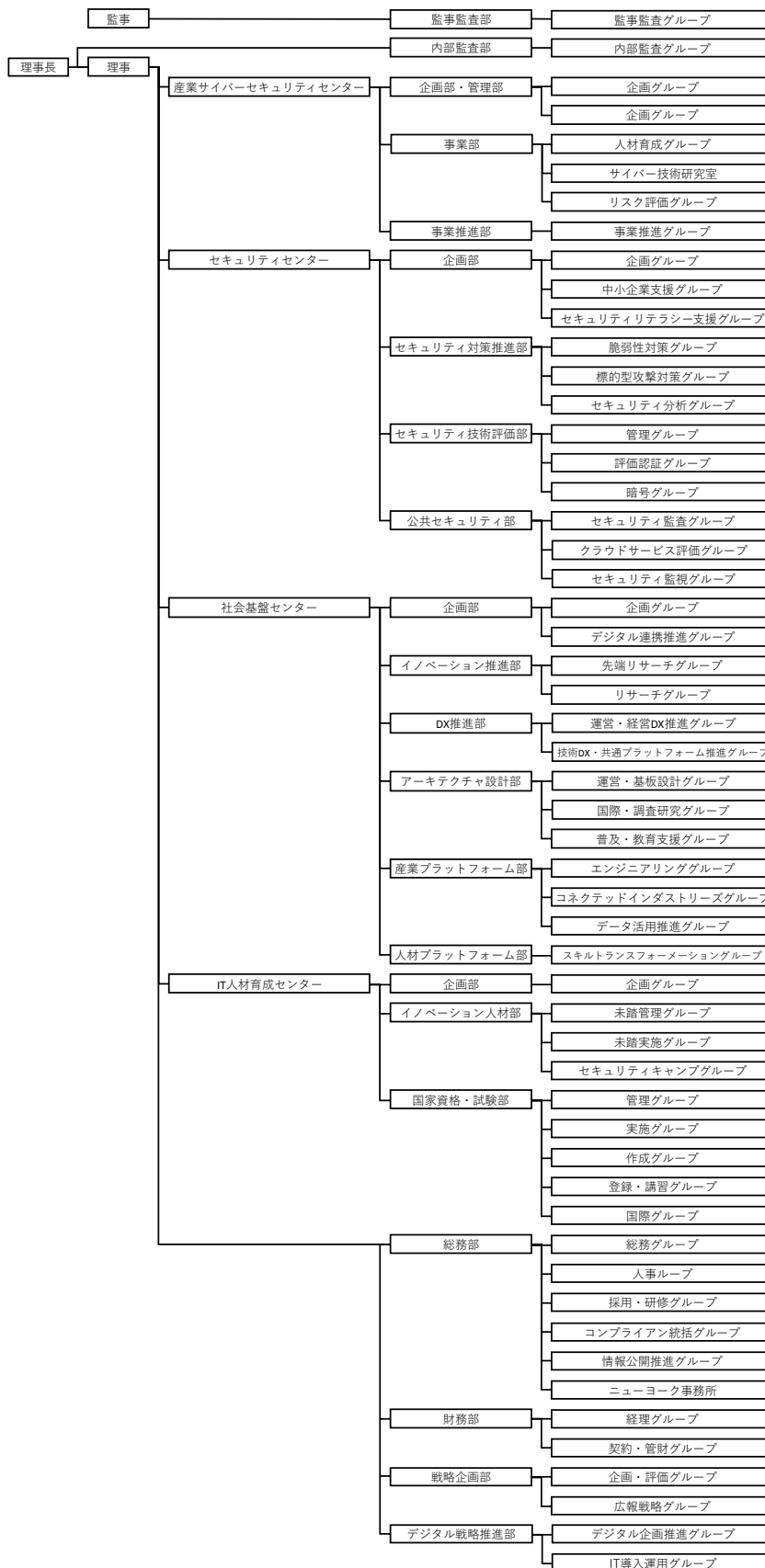
(2) 設立に係る根拠法

情報処理の促進に関する法律(昭和45年5月22日 法律第90号)

(3) 主務大臣

経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局総務課)

(4)組織図(令和3年3月末時点)



(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

本部: 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号

(6) 関連会社の状況

(単位: 百万円)

出 資 先 (関 連 会 社)	前期末残高			当期増減額		当期末残高		
	株式数	取得価額	貸借対照表 計上額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表 計上額
	株	百万円	百万円	株	百万円	株	百万円	百万円
(関連会社)								
(株)石川県IT総合人材育成センター	8,000	400	398	-	4	8,000	400	402
(株)北海道ソフトウェア技術開発機構	8,000	400	268	-	4	8,000	400	272
(株)ソフアカデミーあおもり	8,000	400	400	-	474	8,000	400	874
(株)岩手ソフトウェアセンター	8,000	400	400	-	37	8,000	400	437
(株)システムソリューションセンターとちぎ	8,000	400	34	-	6	8,000	400	41
(株)広島ソフトウェアセンター	8,000	400	284	-	-	8,000	400	284
(株)福岡ソフトウェアセンター	8,000	400	400	-	17	8,000	400	417
熊本ソフトウェア(株)	8,000	400	252	-	3	8,000	400	254
(株)宮崎県ソフトウェアセンター	8,000	400	368	-	13	8,000	400	381
合 計		3,600	2,805		558		3,600	3,363

注) 単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

詳細については、附属明細書をご覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位: 百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産	34,456	30,518	25,062	24,130	27,664
負債	19,841	13,142	10,239	9,755	14,192
純資産	14,615	17,377	14,823	14,375	13,473
行政コスト	-	-	-	15,672	16,961
経常費用	9,050	13,416	13,293	14,235	14,601
経常収益	9,422	16,947	13,873	15,081	15,526
当期総利益又は当期総損失	361	3,378	1,058	1,163	△ 92
利益剰余金(又は繰越欠損金)	△ 2,881	498	△ 773	△ 123	△ 967
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,006	△ 4,163	△ 122	743	6,541
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,739	1,846	166	△ 414	1,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15	△ 15	△ 497	△ 366	△ 12
資金期末残高	8,638	6,306	5,853	5,816	13,896

注) 平成29年度第三期中期目標期間終了 平成30年度第四期中期目標期間開始 令和4年度まで5カ年

(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(令和3年4月1日策定)

予算(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	8,650
国庫補助金	196
受託収入	32
業務収入	5,770
その他収入	10
計	14,658
支 出	
業務経費	15,350
受託経費	32
一般管理費	1,218
計	16,600

[人件費の見積り]

令和3年度には3,646百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	18,131
業務費用	14,441
受託経費	32
一般管理費	1,118
減価償却費	2,540
収益の部	
経常収益	16,745
運営費交付金収益	8,650

補助金収益	196
受託収入	32
業務収入	5,770
その他収入	22
資産見返負債戻入	2,072
財務収益	4
純利益(△純損失)	△ 1,385
前中期目標期間繰越積立金取崩額	289
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△ 1,096

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	19,362
業務活動による支出	15,591
投資活動による支出	1,009
翌年度への繰越	2,762
資金収入	19,362
業務活動による収入	14,658
運営費交付金による収入	8,650
国庫補助金による収入	196
受託収入	32
業務収入	5,770
その他収入	10
投資活動による収入	—
当年度期首資金残高	4,705

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

詳細は、年度計画をご覧ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金・預金：現金及び預金

その他(流動資産)：前払費用、未収金、有価証券等

有形固定資産：建物、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

投資その他の資産：その他有価証券のうち償還日が翌々年度以降であるものや関係会社株式、敷金・保証金等

その他(固定資産)：有形固定資産、投資有価証券以外の長期資産で、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

未払金：次年度以降に支出する債務残高

その他(流動負債)：預り補助金等、前受金、未払費用等

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等

その他(固定負債)：資産見返負債、長期預り寄附金等

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

繰越欠損金：独立行政法人の業務に関連して発生した欠損金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算上の費用：独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政コスト：行政コストに含まれるものであつて、独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引には相当しないもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費:業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として
配分する経費

一般管理費:事務所の賃料、減価償却等、独立行政法人の管理に要する経費

財務費用等:利息の支払

補助金等収益等:国の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認
識した収益

自己収入等:業務収入、手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益 :固定資産の減損損失、関係会社評価損益等

その他調整額:法人税、住民税及び事業税の支払

④ 純資産変動計算書

当期末残高:貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状
態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購
入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー:将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投
資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等によ
る収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー:リース債務の支払いによる支出

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ホームページや SNS (Facebook、Twitter) 媒体を通じて、機構の御案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

ホームページ

<https://www.ipa.go.jp/>



Facebook

<https://www.facebook.com/ipaprpj/>

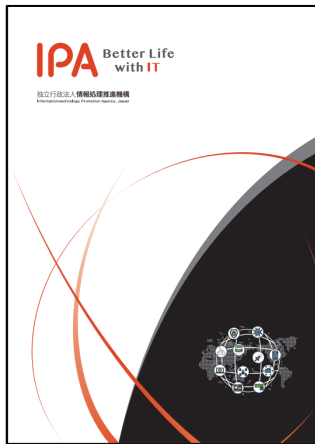


Twitter

<https://twitter.com/ipajp>



◆事業案内



◆IPA News



◆ICSCoE REPORT



◆白書・出版物・報告書



◆映像





◆各種相談窓口・情報提供

IPA 情報セキュリティ
安心相談窓口
 マルウェアと不正アクセス
 [詳しくはこちら ▶](#)

パスITパスポート試験
 ITを利活用する
 すべての社会人の方へ
[受験申込みなど詳しくはこちら](#)


 Digital Architecture
 Design Center

IPA 標的型サイバー攻撃
 特別相談窓口
 サイバーレスキュー隊 J-CRAT
 [詳しくはこちら ▶](#)

情報セキュリティ
 マネジメント試験
 組織の情報セキュリティ対策の
 第一歩として
 [詳しくはこちら](#)


自社で考えよう！
DXの今とこれから

 DX 推進指標 自己診断結果入力サイト

つながる。つなげる。IPA
 ともに学ぶ。考える。
**インターネット
 安全教室**
 オンライン開催も受付中 

国家資格
**情報処理安全確保
 支援士**
 詳細はこちら ▶

厳選！
 資料&動画
 公開中！
いま 学びたい
 お役立ちコンテンツ


情報セキュリティ・ポータルサイト
**ここから
 セキュリティ!** 
 対策も教育も診断も、全部ここから

情報処理技術者試験
 アジアへ!!
 ~相互認証&ITPEC試験~

 Information Technology
 Professionals Examination Council

全国のIoTプロジェクトを
 随時発信!
 IPA

 「地方版IoT推進ラボ」
 ポータルサイト

サイバーセキュリティ 
関係法令Q&Aハンドブック

オンラインでセキュリティを学ぶ
セキュリティ・キャンプ
 全国大会2021 **オンライン**


 攻めのIT経営中小企業百選

未踏関連情報データベース
未踏iPedia

全国大会終了生の次のステップ
セキュリティ・ネクストキャンプ
 2021 **オンライン**

(3) 監 查 報 告

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務の運営、事業報告書、財務諸表及び決算報告書の監査を行い、作成した。

1. 監査計画の策定等

令和2年度の監査計画及び独立行政法人情報処理推進機構監事及び監事監査に関する規程に基づき、理事長、理事、内部監査部、総務部、戦略企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。その際、特に企業におけるデジタル経営改革の推進（デジタルトランスフォーメーション（DX））等の新たな事業の進捗状況把握、内部統制システムの整備及び運用の状況、各センターにおける業務上のリスク把握状況等を重点監査項目とした。

2. 職務の執行状況調査

役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構の業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

3. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

4. 子法人の業務及び財産の状況の調査

子法人である株式会社石川県IT総合人材育成センターとWEB会議を行い、子法人の役員等より前年度の業務及び決算等の状況並びに本年度の事業計画を聴取し、内容の確認をするとともに、意思疎通及び情報の交換を行った。また、必要に応じて子法人から事業進捗について報告を受けた。

5. 会計監査人の適正性等の調査

令和2事業年度に係る財務諸表等及び事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、関係諸法令及び機構業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第4期中期計画及び令和2年度年度計画に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、年度計画に定める評価指標は全ての業務について達成されたものと認める。

令和2年度においては、特に次のように業務が実施されていることを確認した。

- ① 情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数は、令和2年度実績273社（達成度273%）であり、サイバー攻撃の早期発見・被害低減に貢献した。
また、3大都市圏を除く36道県にて「SECURITY ACTION制度」に参加する中小企業数について63,194社（目標値比132%）を達成した。
その他、セキュリティの観点から企業などの経営層と現場担当者を繋ぐ人材（中核人材）を対象とした「中核人材育成プログラム」の受講者による企業や産業における企画・提案等の取組みの実施数は、令和2年度実績600件（達成度400%）であり、組織内のセキュリティに関する人材育成や啓発活動に貢献している。
- ② 未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数は、令和2年度実績26件（達成度260%）であり、新たな社会価値創出を支援している。
セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数（キャンプ講師、チューター含む。）は、令和2年度実績57名（達成度127%）であり、ベテラン講師が全国大会の修了生講師をフォローする仕組みを形成し、講師への登用を促進している。
- ③ ICTに関する指針やガイドラインの普及件数は、令和2年度実績1,237,169件（達成度284%）であり、デジタル時代への対応に有効な手法とされるアジャイル開発関連や今後より重要となってくるユーザ・ベンダ間の新たな関係構築に向け、ユーザ主体の要件定義を支援するガイドやシステム構築に関するモデル契約書などを策定、発信している。
- ④ 業務運営に関する重要事項（広報関係）について、世の中の話題に合わせた投稿をTwitterの発信に追加すること等により、機構の情報を継続的に受け取る登録者数は、令和2年度実績26,980人（達成度224%）となった。
- ⑤ その他、業務運営に関する重要事項（人事関係）について、中長期的な人事計画の策定に活用すべく、職員のスキル・専門性を活かした適材適所な人員配置からなる職員の能力が十分に発揮できる職場作り等を目的として、「職務記述書」の作成を実施している。
また、専門職人材の採用活動を積極的に展開するほか、特定任期付職員規程を新設し、高度なスキルを持った人材の採用・確保を可能にする制度を導入している。
- ⑥ なお、改正情促法施行令和2年5月にあわせ、社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくりを担う「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)」を発足し、本格稼働を開始している。（第一線で活躍する有識者を招聘し、検討体制を構築）
また、「DX認定制度」の運用を令和2年5月から開始している。（令和2年11月には「DX推進ポータル」を開設しWeb申請受付を開始するなど、申請者の利便性を向上）

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワーク・Web会議の促進、法人文書押印廃止、セミナー等のオンライン化（または延期・中止）、試験のCBT化等を速やかに実施し、事業継続に努めている。

2. 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

ハラスメントに係る規程等の整備、体制強化のほか、コロナ禍におけるリスク対応を整理するなど、内部統制の充実・強化を進めている。

今後は、理事長のリーダーシップの下、リスクモニタリング、インシデントマネジメント及びコンプライアンスなどの管理強化を課題として認識し、内部統制システムの実効性を高めるために、PDCAを着実に回し、これらのリスクの早期段階での収集、分析、対応の仕組みの見直し及びリスク管理部門の体制強化等について更なる整備に努めることが肝要である。

なお、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 機構の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、機構の財政状態、運営状況、行政コスト及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

- (2) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

- (3) 決算報告書は、機構の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

- (4) 財務諸表等に係る会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

令和2年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革推進本部等からの要請（給与水準の適正化、機構の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

(1) 給与水準の状況について

国家公務員との比較では、令和2年度の対国家公務員ラスパイレス指数は113.2である。

ラスパイレス指数が国家公務員よりも高い理由として、機構職員の勤務地が全て1級地（東京都特別区）であること、また機構職員の資質として高度な情報処理技術に関する専門性が求められるため、比較的学歴が高い者が職員構成の多くを占めていることが挙げられる。

しかし、地域・学歴を勘案した場合、対国家公務員ラスパイレス指数は96.6（令和2年度、総務省集計結果）となっており、職員の勤務地域、学歴を勘案した場合、機構職員の給与水準は国家公務員よりも低く適切なものと認める。

職員の給与は、機構ウェブサイトにおいて、総務大臣が定める様式により公開するとともに、対国家公務員ラスパイレス指数についても説明されており、適切に開示されているものと認める。

(2) 理事長の報酬水準について

理事長の月例支給額は役員報酬規程に定められており、月例支給額以外の業績給は主務大臣における評価結果に適切に対応している。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、理事長の報酬は国家公務員指定職俸給表6号俸（外局長官クラス）相当であり、理事長の役割、職責の重要度や求められる能力等に鑑みると報酬水準は妥当なものとする。

理事長及び他の役員の報酬については、役員の報酬水準の妥当性に対する機構の検証結果を機構ウェブサイトにおいて、総務大臣が定める様式により公開しており、適切に開示されているものと認める。

(3) 契約の適正化について

機構では、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）の要請を受け「令和元年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画」を策定し調達等合理化の取組みを推進している。

この取組みについて、外部委員2名、監事2名の4名で構成される契約監視委員会を令和2年6月15日、令和2年9月25日、令和2年10月16日及び令和2年12月3日に開催し、競争性確保の観点から、随意契約の状況、一者応札・一者応募の状況を中心に点検を実施し、適切な状況であることを確認した。

機構においては、契約監視委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、また、調達等合理化計画に基づき、役員の契約の適正化に対する高い課題認識の下、随意契約や一者応札・一者応募の低減に向けた取組みを推進し、契約の更なる適正化を図っていることを認める。

(4) 保有資産の見直しについて

該当保有資産なし。

(5) 機構の情報開示について

機構に関する情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易するため、機構のウェブサイトに、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、②独立行政法人通則法に基づく公表事項、③その他法令、ガイドラン等に基づく公表事項に区分し、必要となる情報を適時適切に開示していることを認める。

(6) 公益法人等への会費支出について

行政改革実行本部通達（平成24年3月23日付け）にて平成24年度より、公益法人等に対する会費の見直し、四半期毎の公表、及び監事による精査が義務づけられたことから、令和2年度は、1つの公益法人等に対して会費支出を行っているが、従前より真に必要なものに限定されており、必然性も明確であることを認める。なお、当該会費は公表対象（年10万円未満のものを除く。）であり、四半期ごとに支出先、名目・趣旨金額等の事項を機構のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

令和3年6月28日

独立行政法人情報処理推進機構

監 事 竹田 進亮

監事（非常勤） 宮地 充子

(4) 會計監查報告

独立監査人の監査報告書

令和3年6月23日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 富田 達夫 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠田 友彦

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第18期事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人情報処理推進機構の各勘定及び法人単位の令和3年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人情報処理推進機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上